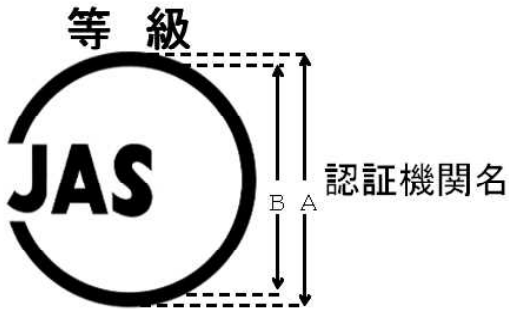


## 畳表の格付の表示の様式及び表示の方法

制 定 平成13年2月23日農林水産省告示第231号  
改 正 平成17年12月27日農林水産省告示第1999号  
改 正 平成25年4月1日農林水産省告示第809号  
最終改正 平成30年3月29日農林水産省告示第686号

### 1 表示の様式



- (1) Aは15mm以上とし、BはAの $9/10$ とする。
- (2) J A Sの文字の高さは、Aの $3/10$ とする。
- (3) その他の文字の高さは、Aの $1/6$ 以上とする。
- (4) 認証機関名については、略称を記載することができる。
- (5) 等級については、畳表の日本農林規格（平成19年8月2日農林水産省告示第1017号。）に規定する表示の方法により記載する。

### 2 表示の方法

格付の都度、1枚ごとに、端止めから6cm以内であって、畳表の日本農林規格に規定する一括表示事項の表示に近接した箇所に付するものとする。

最終改正の改正文（平成30年3月29日農林水産省告示第686号）抄  
平成30年4月1日から施行する。